

「託送料金認可申請取消訴訟」第7期日報告集会記録（確定版）

【日時】 2022年5月16日（水）16時40分～18時

【場所】 福岡県弁護士会館401会議室

進行：本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今より託送料金変更認可決定取消訴訟第7回口頭弁論・意見陳述に関する記者会見ならびに報告集会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます、一般社団法人グリーンコープでんきの小笠原と申します。よろしく願いいたします。本日はマスコミ関係の方が見えられておりますので、まず記者会見を行って、その後報告集会という形で進めさせていただきたいと思っております。お手元の資料ですが、原告からですが原告適格についての被告「第5準備書面」への反論として「準備書面6」、それから第7回口頭弁論弁護士意見陳述のパワーポイントを印刷したもの、被告からは「準備書面4」に対する主張として「第6準備書面」と「証拠説明書」。その他として託送料金訴訟ニュース、託送料金を支える会、賛助会員募集チラシの以上6点となっておりますので、不足などございましたら申し出をお願いいたします。なお、報道関係の方にあらかじめ申し上げます。本日会場に来られておりません、グリーンコープ関係者はZoomでの参加となっております。また、記者会見につきましては動画作成を行います。その様子を記者会見報告としてグリーンコープホームページにアップする予定としております。質疑応答に関しましては、後日社名、お名前等を公開しない形で文字起しを行い、こちらもホームページにアップいたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。続きまして、弁護団の紹介をさせていただきます。まず弁護団長の小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士。続いて原告から、グリーンコープ共同体の熊野代表理事、それからグリーンコープ生協ふくおかの坂本理事長、社会福祉法人グリーンコープの三原理事長、それからグリーンコープ共同体の東原常務。それでは代理人からの意見陳述ご報告をお願いいたします。

小島弁護士：後程、今日の意見陳述をされた馬場弁護士のほうからご報告させていただきますが、まず私のほうから、今日の法廷で何をやったのかということだけ簡単に報告させていただきます。傍聴された方には今日はいったい何をやっているんだろうかと、分かりにくかったと思います。基本的には原告適格ということで、グリーンコープでんきがこの訴訟をやる資格があるかどうかというところで議論が一つあって、それが今日の馬場弁護士の意見陳述、こちらが出しました「準備書面6」というのはそれにかかる議論をしています。他方、今回被告のほうから出された「第6準備書面」というのは、裁判の中身ですね、被告が今回やった処分が違法なのか、適法なのか、法的根拠に基づくのかどうかというところについての主張をしています。そういう意味では今日、実は被告が出した書面について反論することが割と重要なんですが、何故ああいうふう原告適格の問題をやっているかと言うと、行政事件においては、こういう門前払いをしようとする姿勢が一般的にあるんですね。間口で切ってしまうと。ですから原告適格とか処分性と

か、そういったような議論をちゃんとやっておかないと、大切な本体の議論に行く間がなく肩透かしを食ってしまうということになります。そこで、なんでそんなことをわざわざ議論しなければいけないのだろうかというところを今日はやっています。その具体的な内容は後で馬場弁護士のほうから話させていただく予定です。私のほうからは、今日被告の方から出された「第6準備書面」というのは一体どういうことが書いてあるんだろうかということを中心に説明させていただきたいと思います。被告の「第6準備書面」というのは、九州送配電が、この賠償負担金相当金、それから廃炉円滑化負担金相当金を取り立てるとということが適法なんだということ言っているわけなんですけれども、その適法の根拠とされているものが一体どのような点なのかと。大きく言うと4点あります。

1つはこれはおかしいんですけれども、これはちょっと言っている意味が分かりにくいと思うんですが、小売電気事業者は賠償負担金相当金や廃炉円滑化負担金相当金を支払う義務を負うわけではない。なんかね、こちらが支払うように義務を課せられているのが違法だと議論しているんですけれども、別に支払うかどうかは九州電力と皆さんの間で決めたことであって、経済産業省の認可によってそういう義務が発生したわけではないので、経済産業省がそういう義務を課したわけではありません。これは明らかな詭弁なんですけれども、実際問題で言うと、もともとその約款があって、契約があって、契約の中で、その約款の変更認可処分が下りたらば、それに従って契約の内容も変わるという約束をしているわけですからそれによって変わる。だから今日、裁判長が、その契約の中にどういうふうに書かれているんですかと、経済産業省の約款の変更処分がされたらば、それによって契約の内容も変わるというのはどこに書いてありますかということを引きちっと示してほしいということを行っているわけです。それを書いて回答すれば、被告の第一の主張というのは全く論外ですということになります。

それから2番目のところはですね、前回この法廷でお聞きになっていた方は分かると思うんですが、我々のほうとしては電気事業法18条1項というのは手続きについての定めであると、その実態的要件は18条3項によって決まるんだということなので、委任をする規定そのものがないじゃないかということを行ったわけなんですけれども、その点に関して、18条1項は「供給条件をどのように定めるかを委任するものである」と言ってきています。しかし、すごくおもしろいのはですね、そう言い続けて、「許可基準をどのようにするかを委任はない」と。ちょっと意味がよく分からないうです。これが。要するに「許可基準の委任をしているというような主張を被告は一切していません」と。「供給条件をどういうふうに定めるかということの委任があるんです」と。供給条件がどういうものでなければならぬというのが18条の3項で定まっていますから。18条3項で定まっている基準の内容を具体的化する委任ならばまだ分かるんですけれども、そういうことを言っているわけではないと。では一体何を言っているのかなというのは良く分からないんですけれど、そういうことを言っているという形になっています。

それから3番目がですね、多分これは18条3項の「経費」というところの考え方なんですけれど、経費については裁量があるんだと、何が経費にあたるかについては裁量があるということを言っています。その根拠として会計学の教科書等を出して経費というのはその会社、その会社によって経費が皆変わるんだから、経済産業省が何が経費だと定めることは自由にできるんだと。前段の会社ごとに経費が変わりますよということはそうですけども、だからと言って経済産業省が自由に定められるというのは論理的には全く結びつかないんですよ。要するにお宅の会社の経費はこれとこれですというふうに勝手に経済産業省が定めちゃっていいのかどうか。そんなこと言って税務署がいうことを聞くのかどうかですよ。経済産業省が勝手にそういうふうに経費を決められるということになるのかどうか、それによって裁判所は拘束されるということですよ、裁量があるということは。裁量があるということの意味なんですけれど、裁量があるという日本語としての通常の意味としては、決める人が何か判断していいよというニュアンスなんですけど、行政事件における裁量があるという意味は、行政機関が決めた原則として裁判所はそれに口を出してはいけないという意味なんです。ですから、裁量があるということは、何を経費として定めるかは経済産業省が決めます、裁判所は余計な口を出さないでくださいと。しかし、事業をするときの経費が何かということについて、これは裁判所が口を出さないということができんだろうか。そもそも何が経費かということは全て法律的判断の事項ですから。普通、裁量があるというのは裁判所の判断に馴染まないことなんです。すごい専門的な話で裁判所にはよく分からない話だとか、政治的な判断が必要なもので裁判所がそこに口を出すのは不適當だとか、そういうようなことだと思うんですけど、それにも関わらず、何を経費と定めるかというところについて裁量があるという言い方をしている。これが適切なかどうか。

それから最後4つ目は公益的課題に対応するものであれば、託送料に上乘せすることは可能だと。条文的には18条3項は経費に利益を乗っけるだけと書いてあるんですよ。だから経費に利益を乗っけるだけと条文に書いてあるのに、経費に当たらないものを公益的だからといって乗っけて良いというのは条文には書かれていないわけですよ。だから、条文を離れた解釈論をされてもちょっと困りますねという議論なんです。

被告の主張は基本的にはこれ以上のものがないということであれば、非常に苦しい主張のような感じはするんですけども、その辺をこちらも油断なく、きちんと次回の期日の7月20日までに反論の書面を出していくというふうにしようとしています。

それに先立って、先ほど言ったように、契約の中に約款の変更があったら直ちに契約の内容が変わるよという条項がどこに書かれているのか。要するに、九州電力送配電との契約に。最初は、九州電力とグリーンコープでんきの間の契約の約款の中です。要するにその約款が変更になったら、変更が認可されたら、それによって拘束されるという規定があるかどうか。

篠木弁護士：確かあったんじゃないですかね。

小島弁護士：それはちょっと探して。それがあれば、当然約束としてそうなっているのだからということ。しかもそれって、元々を言うと最初の約款自体も経済産業省の認可にかかっているんですよね。経済産業省自身がもともとそういうものとして約款を認可して、つまりこの約款を変更が認可されたらその前の約款はその内容に当然変更になるよという約款を認可しているわけです。だから多分その条項を指摘すれば、もともと経済産業省も承知していること。九州電力とグリーンコープでんきだけの話ではなくて、最初から経済産業省が指導してこういう約款を作れとやって、その通りに変えたのに、それは最初に言ったように、経済産業省の知らないところで勝手にしたんでしょという理屈にはなりませんよねということになってくるので、そこのところはちゃんと指摘してほしいというのが裁判所の主旨だと思うので、それだけは3週間後、早いところを出すことにした。ここで何故3週間後かというと、できれば次回でこの裁判を終わりにしたいと思っていました。判決はもちろんそこから先になるんですけど、双方が主張、立証するのはそこで終わりにしようと。そして2ヵ月後ぐらいまでに向こうの主張を出させたいんですよね。そうすると2ヵ月後に出すには、4週間後だと1ヵ月でちょっと少ないなど。とって2週間だとこっちの準備が厳しいなどということで3週間というようなところに来たという感じです。ですから3週間より前を出すということは悪いことではないので、早めに出して向こうのほうの主張を出させる。でも本当に約款の中にそれが明確に書かれていて、その約款を経済産業省が認可したわけですから、それなのにこの約款の変更の認可処分によって、法的な権利関係が直ちに変わるわけではないという主張がどうしたら成り立つのか。そういう主張をする発想自体が理解できないんですけど、未だに基本的に原告適格ということ被告側が言っているのは、要するにこれは勝手に原告と九州送配電の間で決めた話だから、原告適格にはならないんだと。要するに原告適格になるという以上は、経済産業省の処分によって権利関係が変わるというふうにならないといけないんです。権利関係が処分によって変わるといえることは、要するに認可処分が下りたら直ちに約款の内容が変わるよというふうになっていないといけないわけですから。そこところが一つのポイントではあると。多分、間違いないだろうと思うんですけど、そこをきちっと確認して出しておこうと。そうすると裁判所のほうとしてはなかなか鋭い所を押さえてきているなという感じです。ちなみにですね、今日裁判長が代わっていて、マスクをしているのでよく分からなかったのですが、ついこの間まで東京地裁で商事部の裁判官をされていた方ですね。商事部というのは、会社の紛争をやっているところで、彼が行政事件をどの程度分かるのかというのは良く分かりませんが、少なくともその商事部で普通の会社の紛争の事件を担当してもらった感覚から言うと、非常にまともな感じでした。変なことは言っていない感じがしました。僕は小さな小さな建設会社の元オーナーで代表者の人が、その会社を買った株主イコール会社から訴えられたという損害賠償請求事件で出会ったんですけど、非常に合理的な解決を導かれて、相手方も800万だか600万だか請求してきたのを80万円で和解が成立するという、実質勝利でそういう解決という方向に持っていったの

がその裁判長なので、そんなにおかしな人ではないと思うんですが、ちょっと気になるのはわざわざこの時期に東京地裁から送りこんでくるというのは、東京地裁の裁判官になる前は最高裁の調査官をやっていたので、そういう意味ではいろんな意向はよく伝わっている方なんだろうというふうには思います。だから一般的にはいい裁判官だとしても、こういう事件についてどういう判断をすとかというのはそんなに楽観視しないほうがいいと思っています。我々としてはとにかくできる限りのことを尽くしてやっていくとしたいと思っています。飛行機の時間があるので先に話しをさせていただきました。すみません。

進 行：ありがとうございます。馬場弁護士いかがでしょうか。

馬場弁護士：飛行機の時間があるので、先に質疑応答があったらそれをしましょうか。

進 行：では、質疑がございましたら、記者の方よろしくお願い致します。

記 者：一つだけ質問を。今日の見えなかった、書面で国側が出してきた先ほど小島先生からご説明があった、中身に対する国側の反論4点、この4点の中で新しい主張と思われるものというのがありましたでしょうか。それだけちょっと確認させてください。

小島弁護士：「第6準備書面」ですよね。そういう点でいうと、特に目新しい主張はなかったと思います。先ほど言った4つのポイント、①公益性の問題点と②裁量があるということと、③最初の権利義務の変動は承知していないというところの3点はすでに言っているところです。そういう意味では前回こちらが明確に18条1項は手続的要件について定めたものだということを言ってきたので、そこについての反論は必ずしもそういうわけではないと、供給条件も含んでいるのだというところは新しい主張と言えば新しい主張です。ただ何故含んでいるのかというところが必ずしも記載されていないというところがあります。

進 行：ありがとうございます。よろしかったでしょうか。それでは弁護士のほうから引き続きよろしく願いいたします。

馬場弁護士：引き続き弁護士の馬場のほうから、今日の意見陳述の内容について説明いたします。お手元のほうにこのパワポのデータは行っているんですかね。通常だったらこのパワポをもとに説明しようかなと思っていたんですけど、聞いていて分かる通り、今日の意見陳述、私の話、聞いていても多分分からなかったと思います。このパワポをゆっくり読んでもらっても、多分何回も読んでも分からないと思います。なので、今から私が説明するので、一旦このパワポの資料を見ないで私のお話を聞いてください。その後読むとちょっと分かるかもしれません。

まず、さっき小島先生がお話しした通り、私のところで今日説明したのは原告適格、訴訟をする資格があるかどうかという入り口の段階、この点について私のほうから今日意見陳述を行いました。そして書面も原告適格に関する書面を提出しました。何回も出てきている行政事件訴訟法9条1項、9条2項というものがあるんですけど、9条1項は処分の直接の名宛人になっている人を対象とするもの、直接の処分の相手になっている人。今回だったら九州電力送配電株式会社、九州電力ですね。変更認可処分を受けているので。その認可処分を受けている者に対する規定が9条1項、そして9条2項というのは、処分の直接の名宛人、直

接の相手方ではないんですけど、それによって間接的に影響を受ける人、そういう人も裁判をしてもいいんですよというような規定になっているんです。誰彼でもできるというわけではなくて、法律とか省令とかそういうもので一定程度この人も保護していると法が認めるんだったら、その人も、保護にある人も裁判をされていていいですよということを認めているのが9条2項です。私たちは、処分の名宛人ではないけれども、今回の認可処分によって直接影響を受けているので、処分の名宛人とほぼ同一視できるのだと考えて、9条1項の直接の名宛人と同一視できるんだと。そういうふうに主張しているんだけれども、今回はそうではなくて9条2項に基づいても、処分の直接の名宛人ではないとしても間接的に影響を受けている。電気事業法は私たち小売電気事業者も、裁判していいですよ、保護しているんですよ、そういうような条文の規定になっているんですよというようなことを、今回の意見陳述で説明しています。具体的にお話していきます。まず、国の主張を最初にお話ししますね。国は9条2項で原告適格についてどういうふうに言っているかということ、電気事業法というものは、その目的が電気事業の健全な発達、電気事業、電気を皆さんのところに送り届けること、そういうのを安全に健全にできるような規定を設けているのが電気事業法です。もう一つ、電気の利用者、私たち一般の消費者ですね。その消費者がちゃんと健全に電気を使用できるように利用できるようにしていくこと。この二つを電気事業法が目的としていること。国の主張ですよ。そうすると電気事業法が守っているのは電気を安定的に供給できる整備を整えること、そしてもう一つは電気の利用者、具体的には私たち消費者ですね。その消費者の利益、これだけを図っているんですよ、だからあなたたち小売電気事業者はここに出てこないのだから、電気事業者法は保護しておりません。あくまで保護しているのは一般消費者のことしか保護していないので、小売電気事業者は保護していないんですよ。だからあなたたちは今回、原告適格はなくて裁判をする資格がない。9条2項に基づくと法の保護の範囲外にあるから、あなたたちは訴えることができないんですよ、そういうふうに国は主張していました。

それに対して、私たちは反論をしています。では、どういうふうに反論しているかについて説明していくと。確かに条文の規定上とか、法の1条の目的からすると電気事業の健全な発達、あとは電気の使用者の利益の保護、これを目的としているということは確かにそうです。昔はそうだったかもしれませんが。平成26年に全面自由化の改正があったんですけど、その前は電気事業者と私たち消費者が直接契約していた。私たちは直接九州電力とかと契約をして電気を使っていました。昔は確かにそうだったのかもしれませんが。だけど平成26年に電気事業法が改正されて、小売の全面自由化ができるようになりまして、私たちは今、電気会社、電力会社を自由に選べるようになりましたよね。今までは電力会社と消費者の二当事者だったんですけど、今は小売の全面自由化によって、そこに小売電気事業者が入りました。電力会社そして小売電気事業者、そして一般消費者の三当事者になったんですね。それが大きな転機になっているということを国は見逃しているというふうに思っています。確かに消費者の利益は守らないといけな

いかなというふうには思います。その前提として、法改正、小売全面自由化によって、間に小売電気事業者が入りました。送配電事業者とか電気会社は不当な電気料金を設定して不当な託送料金を上乗せして小売電気事業者に請求したとします。そうすると小売電気事業者というのは自分たちが被害を受けてしまうと経営を圧迫してしまうので、途中の小売電気事業者が経営圧迫すると、やっぱり当然経営を改善するために料金を上げたりしますよね。そうすると、小売電気事業者の経営を圧迫することによって、最終的に被害を受けるのは、一般消費者、転嫁されてしまうので、ということになります。なので、法は、電気事業法は、一般消費者、利用者の保護をしています。だけど、その前提として、間に入っている小売電気事業者、これが健全な経営ができていないと最終的に一般の消費者に対しても悪い影響が出てしまうんですね。つまり平成26年の法改正がなされたあと、法は確かに一般消費者の利益を図っているんだけど、その前提として小売電気事業者も保護しないと、不当な料金の託送料金の請求から保護して、健全な小売電気事業者の経営を維持させないと、ひいては一般消費者にも弊害が、悪影響が出てしまう。結論から言うと、一般消費者の利益を図る、それは確かにそうなんです。ただしその前提として、やはり一般消費者の利益を守るために小売電気事業者も保護している、というふうに考えるのが平成26年の改正後自然かなというふうには思います。なので、昔は国の主張の言う通りだったかもしれないけれども、今は法改正によって三当事者構造になったから、一般消費者の利益を保護する前提として、当然に私たち小売電気事業者も電気事業法は保護しているというふうに考えるのが自然です。そうすると電気事業法は私たち小売電気事業者も保護しているのだから、私たちは当然法に基づいて訴え、裁判をする資格がある、原告適格があるというふうに考えるのが自然ではないですか。だから私たちは9条1項で当然原告適格があるけれども、そうではなく9条2項から、これを基準にしたとしても、法の保護にあるので、原告適格は認められると、そういうふうに考えるのが自然だと思います。というような意見陳述、そういう書面としたのが本日の流れです。今言ったものを踏まえながら、もう一度このパワーポイントのスライドを見ていただくと、読み方が分かってくるんじゃないかなというふうに思います。今日は説明の仕方を若干変えましたけれども、今日の意見陳述で私がお話ししているのはこういうふうな内容なので、もう一度このデータを見ておさらいをするようにしてください。以上です。

進 行：ありがとうございます。篠木弁護士、お願いします。

篠木弁護士：先ほど小島団長の方から、約款が変わることによって当然に料金が改定されるのかという質問を裁判長のほうからされて、当然に改訂されるのであれば、その点について規定した契約書の条項を指摘してくださいとありましたよね。私が今確認したところ、確かにありました。もともと供給に関する契約書というのは丸紅新電力株式会社とか、他の各社と共同で契約しており、実は我々原告だけが丸電と契約しているわけではなくて、4社の契約だったんです。そして丸紅さんが代表になって窓口になりますという契約でした。但し、もちろん当然我々原告も契約当事者の義務としてその契約に基づいて料金を支払ってくださいとなっていま

す。そして、実はこういう条文がありまして、すなわち、第46条に「約款などの変更に伴う本契約及び基本契約の改定について」という項目があり、九州電力送配電株式会社が「託送供給等約款を変更する場合には変更後の託送供給等約款によるものとします」となっていました。要するに、約款が変更されると自動的に拘束力が及ぶということです。そして、「必要に応じて本契約及び基本契約を改定するものとします」という規定が続いているのですが、必要があれば、例えば大きな変更とかがあれば、それを明らかにするために改定するけれども、基本は変更後の託送供給等約款によるものとするとなっています。だとすると約款が変われば当然に原告に支払い義務が出てくるということになりますね。但し、被告（国）としては、それは約款で決めたことであって、認可処分によって決められたわけではないと言いたいのもかもしれませんけれど、しかし、約款の変更があれば当然その新たな約款に基づく料金の支払義務が生じるのはこの通りなんですよ。以上です。

進 行：ありがとうございました。一旦これで記者会見を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【報告集会】

進 行：それでは今から報告集会を開催させていただきます。参加されている皆さんおひとりずつご意見やご質問などございましたらよろしくお願いたします。

参加者A：何回か傍聴させていただいているんですけど、原告適格にすごく時間がかかっていて、本題にはいつ入るんだろうというのがちょっとありました。裁判というのはそういうものなんだろうかと不思議に思っているところです。でもやはり本来あるべき姿というのとかもちゃんと分かりやすく伝えていただいているのでありがたいと思っています。これからもよろしくお願いたします。

参加者B：提訴の時から毎回傍聴をさせていただいています。今日の説明でようやく結審の目途が見えてきたのかなとは思っています。裁判長が代わるということを知って、それが吉と出るのか凶と出るのか、心配なところではありますけれど、もう出し尽くしたというふうにおっしゃってくださっていますので、弁護団の皆さんを信じて年内に、正当な判決が出ることを心より祈るばかりです。ありがとうございます。

参加者C：前回の裁判の説明の中で裁判長が代わるということとか、傍聴される方がたくさんいたほうがいいということとか、裁判の内容についてはすごく丁寧に説明いただいて、私たちは今まで託送料金訴訟を組合員に伝えるというような内容だったのですごく分かりやすかったけれど、まだそこだったんだという話なども聞いていました。今回どのくらい話が進むのかなと、私もすごく久しぶりに傍聴にきて、どんなふうかなと思っていたんですけど、なかなか話が前に進むのは難しいんだなと今日聞いていて思いました。またいろいろな人に今回聞いたことを広げたいし、今回の期日については傍聴の呼びかけもありましたので、私も来ることができました。この裁判には注目している人がたくさんいるということも伝えて行ければいいなと思っています。

参加者D：今日は初めて参加させていただきました。前はZ o o mで参加させていただきましたんですが、今回はこの場に来たいなと思って参加しております。ただなかなか難しく頭に入ってこないというのが正直なところ。原告適格ということ。今日お話ししていただいて分かったということで、なかなか先に進んでいないという現状を知ることができました。今、自分自身分かっていない状態なので、これから参加できる時には参加して、そして身近な人とか、いろいろなところで話ができるくらいになればいいなと思っています。ありがとうございました。

参加者E：第1回期日以外は全部参加しています。今回もまた原告適格ということでした。そのこととは全然関係ない、いえ関係ないわけではないんですが、託送料金の中に原発事故に関する補償金（賠償負担金）が入っています。今は福島第一原発事故に関するものだけですが、たとえば玄海原発で何かのきっかけで事故が起こったりとか、川内原発が火山噴火の影響で事故が起こったりとかいうふうなことになる、その金額は上がる可能性がありますよね。多分そういう可能性があるんじゃないかと思うんです。廃炉円滑化負担金はあまり変わらないかなと思うんですけど、賠償負担金のほうはその金額が上がることになるのではないかと。勝手に上げることはできないと思うんですけど、再び原発事故が起こったから、重大な事故じゃなくても、原発が使用できないような事故になったから賠償金を払わないといけないとか、周辺に被害を及ぼしたから払わないといけないというふうになると、その金額は上がると思うんですね。そう考えると、結局託送料金にそれらがどんどん増やされていくというふうになっていく。それはなんか全然意味が違うなという気がしてくるんですね。その原因は東京電力とか九州電力が事故を起こしたとしたら、事故を起こした電力会社の責任なのに、託送料金の金額がどんどん増えるようになる。そうなりますよね、今、私もグリーンコープでんきを利用させていただいているんですけど、多少九電より高いんですね、電気の使用料金の金額が。夜間電力は九電のほう非常に安いけどそれは使わない。高くなるということ。覚悟したうえでグリーンコープでんきを使っています。原発由来の電気ではないから。今、原発由来の経費（賠償負担金・廃炉円滑化負担金）をグリーンコープでんきは我々利用者から取らないというふうにしていて、それによって、グリーンコープが大変なことになる。そういうことになると、例えばグリーンコープでんきはその事業ができなくなってグリーンコープ解散というふうになってしまったら利用者は困ります。今日陳述された原告適格の中でのことを考えていると、そういうことがあるんじゃないかなというふうに思いながら裁判を見ていました。そういうことでいいでしょうか。以上です。

グリーンクラブA：今日はお疲れ様でした。今回でようやく結審が出るのか。結審が出てもまた上告されるんじゃないかなと思ったら、最終的に何年かかるんでしょうね。というのは、グリーンクラブもグリーンコープでんきさんの会員ですので、私の会社もそうなんですけど、長くかかるのであれば、長くかかるだけの体力も付けとかないと応援ができないのでですね。何年を目途にしているのか、大体で結構ですので教えてください。10年戦争なのか20年戦争なのか。大体どれくらいで結審がつきそうなのか、参考までに教えてもらえればありがたいです。

馬場弁護士：馬場です。日本というのは3回裁判できる。地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所でできますよね。今は地方裁判所で一審の段階です。おそらくですけども、次回で結審になる可能性がありますので、そうすると次回期日は8月ですので、そこからおそらく2ヵ月か3ヵ月後に判決が出ます。そうすると10月が11月に早ければ第一審の判決がでるかと思えます。結果次第ですけど、国が負けたら間違いなく控訴すると思えます。私たちが負けてもおそらく控訴する可能性が高いかなと思えます。だからどういう結果になっても控訴審にはいくかなと思えます。控訴審に行くと、それからどこまで続くかになるんですけども、早ければ3ヵ月。3ヵ月で終わることはあんまりないので、おそらく半年から1年はかかるかなというふうに思えます。そうして控訴審の判決が出ますよね。控訴審で国が負けたら間違いなく上告するし、多分私たちが負けたとしても上告する可能性が高い。上告すると最高裁判所に行くとのくらいかかるか。大体半年から1年、ただ今回のは事件記録が多いし、大きい事件なので1年くらいかかるかなと思えます。そうするとあと大体何年くらいかかるか、2年くらいかかりますので、皆さん引き続き末永くご支援をお願いいたします。

グリーンコープ：皆さんお疲れ様です。今回傍聴させていただきましてありがとうございます。本当になかなかコメント難しいんですけど、原告適格ということでこれだけ議論しなきゃいけないと、本当に大変だなと思うのと、国というかどうかっていいか、その場しのぎの応答が多くて、いつもややこしい話になると話をよりややこしくして逃げていくと。そんなふうに思うんですね。本当は難しいところは分からないというのはあるんですけど、僕は飛び飛びで傍聴させていただいてるので、ときどき理解できないところがあるのかもしれませんが、個人的には本当にいつか原発が無くならないか、無くなるようにならないかと思って再生可能エネルギーをできるまでやろうよと言うのがあって、滋賀県ですけどグリーンコープでんきを利用させていただいて、願いをもって応援させていただいていますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

グリーンコープ：今日はどうもお疲れ様でした。傍聴は今日が初めてです。裁判自体が初めてだったものですから、もっといろいろとやり取りがあるのかと思っていたら、ちょっと拍子抜けをしております。先ほど小島弁護士が次回で結審をめざしておられるということで、これはその原告適格の話が終わりになるのかなと、さっき思っていたら、一応は判決までということで、それにしても原告適格の話が随分長いなというふうに感じました。私たちは、原発は本当に危険だからということで反対して、グリーンコープでんきを使っているんですけど、原発事故が起きてしまったら、もうしょうがないから全員で負担してねということになっていることがすごくおかしいというふうに感じますし、それがこのような形で通っていくことはどうしても納得がいかないの、何としてもいい結果が出るように頑張りたいし、私たちも応援していきたいという風に思っております。

参加者F：傍聴3回目になります。1回だけのつもりだったのに全然止まらなくなりました。でも、3回目は全く分からなかったでしょとおっしゃったのですが、意外と分かりました。私もなかなか進化していると思いました。で中身から言いますと、原

告適格のところは、小学生でもちゃんと分かるように説明していただいたので、これでクリアだなということ。それと今日は新しい裁判長の顔を見ようと思って来ました。そして何をおっしゃるのかなというのを見に来たんです。変なことを言い出したら、ちゃんと見てるぞというのもやるんだと思って来たんですけど、個人的な感覚では非常に真っ当な方のように見えたので、ちょっとほっとしました。次の流れに期待します。やっぱり公益的課題だからしょうがないんだという、向こうの主張がまた出てきたなと思うんですけど、それですんだら法律はいらないよと、そういうのは勝手にしちゃいけないよというのがそもそもですので、このところをもう一回バシッと決めて、是非次回よろしく願いいたします。

参加者G：今回は子どもと一緒に参加させていただきまして。数カ月前にこの訴訟のことを聞いて、今日初めて傍聴させていただいたんですけども、口頭弁論も拍子抜けするとか、なんかああもう終わってしまったというくらい一瞬で、このパターンがずっと続いていたのかなとちょっと今日思いました。内容も専門用語とか多くてあんまり分からなかったんですけど、漠然と難しい言葉を出して、何とか料金、何とか料金みたいな感じで日頃も搾取されているんだなとか、そのあたりは良く分かりました。やっぱり消費者に対して全部負担をしいるというこの仕組みに、今回メスを入れていただきたいと思って、応援していこうと思います。ありがとうございます。

参加者H：今日傍聴にたくさん集まっていると思いますので、裁判長に圧かけられたと信じております。皆さん参加本当にどうもありがとうございます。私が思うに、ここまで原告適格を引っ張ってくるということは、そこが弱点なんだろうなと思いました。ここを丁寧にやっていくというお話で、もうそこが、そこを突いてくるだろうなということで、初めから計算して検討を進めてきたというお話を聞いて、ああすごいよかったなあ、弁護士さんすごいなと思っています。これからもよろしく願いいたします。

参加者1：私も本日初めて参りました。地域の地域委員さんから裁判官が代わるということも聞きまして、ちょっとやはり圧といいますか、グリーンコープには関心を持っている組合員がいるぞという、その後ろに100人、200人いるぞという思いで参りました。内容もあまり知らないまま来ましたが、正直言うとまだ原告適格ということをしているのだなと、複雑な思いで、結審が出る、判決が出るというのは何の判決が出るのだろうかというのが素朴な疑問だったりするんですけども、じらされているような印象を受けました。裁判官をじっと見て、よろしく願いしますという思いだけで来ましたが。見届けていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

進 行：それでは皆さんのご意見ご感想を受けたうえで、加えて弁護団の方からもし何かございましたら、お願いいたします。

篠木弁護士：篠木です。原告適格は本当に何のことかしらと思われるかもしれませんが、考えてみれば僕たちの裁判は当事者的には少しおかしいところがあるわけですよ。どこかといいますと、今回僕たちが裁判しているのはこういうことなんですよ。す

なわち、経済産業大臣が令和2年9月8日付で九州電力送配電株式会社に対して行った託送料金変更認可決定を取り消す、つまり経済産業大臣が九州電力送配電株式会社に対して、こういう形で料金を設定していいですよと認可を行ったことに対して、それを認可決定の当事者ではない第三者である原告がそれを取り消してくださいと言っているわけです。もちろん、経済産業大臣が原告に対して損害賠償負担金とか廃炉円滑化負担金とかを支払いなさいという決定を出したんだったら、原告に対して直接なされた決定として、その内容はおかしいだろうと言えるんですけど。しかしよく考えたら、この裁判というのは九州電力送配電株式会社に対して行った経済産業大臣の認可決定を取り消すというものなんですよ。それが取り消されれば、その約款によって徴収されるわけだから、それが取り消されてなくなるわけだから、それを裁判しているわけではありますが、もともと原告に対してなされたものではないものを取り消すというわけですよ。ところが、これが当然認められると、まるっきり関係ない第三者が他者の権利関係についてどんどん裁判していいということになるでしょう？そして勝手に他者の権利とか他者に対する行政処分について、自分たちに関係ないのにどんどん取り消すって、それはあまりにもおかしいわけです。そういう基本的な考え方があるわけです。つまり本当に原告適格、原告になれる当事者というのは、自己に利害関係があって、真剣に裁判ができる人でなければならない。そういう関係があって初めて裁判に真剣に向き合うことができるのであって、他人の権利関係を勝手に裁判所に訴えて決めて行ってもらっては困る。そういう基本的な考え方があるんですよ。だから、確かに原告が求めている裁判の内容からすると、直接、原告が認可決定の名宛人になってはいませんから、その根本的なところを突かれているというところがあるんですよ。但し、先程申し上げたように、もともと九州電力送配電株式会社と契約を結んで約款に基づき、こちらは託送料金を支払いますよと言っているわけですよ。約款に変更があったら契約の変更なしに変更された約款に従って支払いますよと。ところが、当然に支払うと約束したはずの約款の中に、なぜか賠償負担金とか廃炉円滑化負担金とかが入っているものだから、それはやっぱりおかしいんじゃないかと言って、こっちは文句を言っているんですよ。だから、取消の対象となっている本件約款そのものというよりも、契約に基づいてこちらが支払うと約束してそうなたただけであって、そこは直接的なのか間接的なのかということ微妙になってしまうという悩ましさがあるということなんです。そこを私たちは一生懸命克服しようとして戦っているわけなんです。次に本案。実体的なところで、公益的な課題も託送料金の中に含ませていいんだという、ここは結構悩ましいところなんですよ。なるほど、そういう立法趣旨ならそうなっちゃうのかなと。託送料金制度がそういうものであればやむを得ないのかどうかという問題です。でもよくよく考えれば公益的課題だったら何でもかんでもいいのかしらと、そんなことを言っていたら何でもかんでも公益的課題と言って徴収できることになってしまう。それだったら税金だってそうですよね。公益的課題に対応するために、国民という公益のために徴収するのですから。そうであれば、賠償負担金とか廃炉円滑化負担金などは、省令で徴収するのではな

く、基本的に法律で決めて税金として徴収するべきなんじゃないのという素朴な疑問があるんですよね。そういった戦いなんですよ。もちろん、公益的課題を要するものも原価の中に含ませていいとか、徴収していいんだという被告の主張に対しては、僕たちも反論しないといけないけども、なかなか難しいところではあるんですよね。以上です。

進行：ありがとうございます。それではZoom参加者の方は時間の関係でご意見をお伺いすることができません。それでは原告のほうからお願いします。

東原：2点あります。1点は篠木弁護士が言ってくださったことを受けて、要するに原告適格という入り口と中身の本案の部分の関係は、単に入り口と中身という別々のものではなくて、両方がとっても密接につながっています。だから原告適格の問題を徹底的にやるというのはすごく意味があると思います。篠木先生が今言われたように、国が九州電力送配電にやった認可を第三者は文句を言うなということが認められてしまうと、今後国は大手電力会社との間で何でもかんでも決められるということになってしまいます。つまりそれは中身ともからんで、公益であれば託送料金に載せていいよというのが国の主張の一つの柱ですけども、それも許せないのと同じように、国が九州電力送配電等、大手電力の送配電会社に関係していることについて他者は口を差しはさむ必要はないという論に絶対負けちゃいけないことなんだと思いました。だから原告適格と本案の中には非常に絡んで弁護士がずっとやってくださっていますけれども、意味があることを今日もしたんだと私は思います。もう一点は時期のご質問がありました。皆さんご承知でしょうか。福島民友新聞社への名誉棄損の私たちの訴えの最高裁決定が金曜日に下りまして、私たち勝ちました。福島民友新聞社側からの最高裁への上告を最高裁は棄却しました。完全に終わったわけですが、提訴が2018年の3月、現在が2022年の5月ですから4年ちょっとです。1年弱ですね、コロナ禍の関係でずっと間延びしたのを差し引くと大体3年から4年かなというふうになると思います。来週のグリーンコープ生協連合会理事会で最高裁決定を受けてのグリーンコープ生協連合会理事会の考えを皆でまとめて社会的にも発表しようと思っていますので、今日皆さんにご案内させていただきます。ちなみに最高裁まで行って勝ったこの裁判は、篠木弁護士と馬場弁護士のお二人に代理人にたっていただきましたので、あわせてご報告します。以上です。

三原：社福理事長をしています三原です。大手電力と国がこれから勝手なことをやってしまわないためにも、今回このように裁判を起こしていることにとっても大きな意味があると思います。もともと私たちは原発を止めたい、やめたいというところから出発していて、今のような裁判の形になる過程で私もずっと検討にも加わらせていただいたんですけど、ああその視点があるのかというのをすごく感じていったことを今思い出していて、やはりそこを詰めていっているところは、最終的には大手電力会社と国が結託して原発を温存したいと思っていると私は思っているの、そこに本当に大きなメスを入れていくことになるんだろうなと思っています。正直言うと、事前にいただいたこの資料もざっと目を通して、意味が良く分からなくて今日来たら説明してもらえらると思っていたので、今日帰っても

う一回読み直してみようと思っっているんですけど、この資料も今おっしゃったように、今日説明していただいたことで私はどこまで理解できるかなと思っっているんですけども、それでも裁判官とか国の方にいらっしやっった被告人の皆さんは、もっと私よりずっとこういうことに詳しい方がいらっしやるはずなので、いろいろなことが言葉だけでもわかるんでしょうけれども。弁護士の皆さんがこういうものをきちんと準備されてですね、あそこでこれを使いながら説明をされることで、きっと裁判官の理解も、より一層深まっているんじゃないかなと思っます。前の裁判官も私はとてもいい方だと思っっていたんですけど、今回の方もお話を聞けば、多分良い方ではないかと思っますが、こういうことをしていただくことで、より一層人間の心の中にある良心に訴えかけているのではないかなと思っています。ただ今日の裁判官は見た感じ若かったので、自分の将来をどう持っっていくのか、国に従っったほうが有利なんじゃないかと思っような人だったらちょっと残念だと思っるんですけど、そうでないことを願っうのと、あと私、こういうのをやっっているときに必ず被告の顔を見るんでですね、そしたら一番向こうの裁判官に近い方はなんだかぼーっとして、聞いているのか聞いてないのか分からない顔をされていたんですけど、ちゃんと聞いてよと思っったんですけどね。それとかこういう場で、必ず毎回そうなんですけど、民友の時もずっと参加しましたけど、被告の言葉が聞こえないんですよ。それはこうしますとかああしますとかいうのは聞こえるけど、反論というのは全て紙でされているので、なかなかそれは聞こえないんですが、それが普通の裁判はそうなんですよと何回か説明を受けていますけれども、それにしてもこういうふういきちんと私たちのことも考えて準備してくださっているんでしょけれど、きっと裁判官に訴えるものはあつたと、必ずあると信じていますので。本当に民友裁判に勝っただけのことと、それからこの裁判をこのように詰めて頑張っただけにいる弁護士の皆さんには感謝に堪えません。本当にいつもありがとうございます。これからどうぞよろしくお願っします。ありがとうございます。

坂本：ふくおかで理事長をさせていただいています坂本と言います。よろしくお願っいたします。この裁判はかなり久しぶりに参加しました。資料とか報告とかはずつと聞き、この場に来て裁判所で聞くのと、ここでお話を教えていただくことでさらに理解が深まるし、この裁判に対してもっと興味を持たないといけないなと自分の中で改めて思いました。託送料金は嫌だな、原発は嫌だなんて思っっていたことを弁護士の方がこういうふうい裁判という形で原告適格は、この条項はという形で、自分たちがぼんやり思っっていることを戦える形にしてくださって、しっかり戦っしてくださっているということはとてもありがたいし、先ほど言われたように福島民友で勝たれた方が弁護士だということがさらにうれしく今感じているところです。今三原さんが言われましたけれど、この裁判つてもともとグリーンコープでんきだけがする裁判で、組合員皆が関わっっていく裁判だという風に、そこで自分たちがしますか、しませんかということをしっかり議論して、学習して議論してすると決めたものだと思っています。そのためにもこういうことがある、パワーポイントとか見れるものがあるということで自分に引き寄せられるし、今

日は来れなかった方でも今日来た人から話を聞いて、こういう資料を見て、次は行けるなら行ってみようかなと思う方も出てくるんじゃないかなと思いますので、本当に皆で関わられる人がどんどん追加して関わっていきながら、組合員皆が起こしている裁判なんだなということを改めて感じることができました。ありがとうございました。

熊 野：皆さんこんにちは、熊野と申します。前回の期日でグリーンコープの中の役割変更で、私は今日が最後の傍聴になりますとご挨拶をさせていただいたんですけども、実は今日お越しになっている新聞の方からぜひこれまでの託送料金訴訟の組合員検討の様子とかを取材をさせていただけないかというご依頼をいただきまして、急遽博多に出向いてこちらの期日にも出席をさせていただいて報告集会にも出席をさせていただいています。今日は、組合員検討の4年間の様子を思い出しながら話をさせていただく中で、本当に自分たちでゼロから学習をして、この場にいらっしゃる馬場先生にも各単協を回っていただいて、(託送料金の仕組みなど)学習会をする中で、何かすごく難しいけど、おかしいよねって、何かおかしいよそれはって。原発を温存させるためにこういうことがまかり通る世の中になるのはやっぱりいやだということで、組合員皆で決めて訴訟を起こすということを決めたんですけども、そのように皆で組合員検討をして、今日があるということを改めて思いだす取材にもなりました。第一回期日のところでは、組合員を代表して意見陳述をさせていただきました。こんなに難しい訴訟ということに私たち初めて立ち向かっています。今日は小さいお子さんも来られているんですが、意見陳述の最後のところにこの訴訟の意味ということが載っています。そこには子どもたちの未来のために母親はあきらめるわけにはいかないんだということが書かれています。これに尽きる訴訟を今頑張っているなと思っています。前回、裁判官の方が代わると、コロッと変わるかもしれないという本当に恐ろしい予報もお聞きしたんですけども、しっかり弁護団の先生方が主張してくださっていることは、本当に真っ当なことをグリーンコープは主張できていると思うので、ぜひ良識のある判断をしていただけることを願いたいのと、これからもあきらめることはできない未来がかかっているということで、皆で頑張っていたらなと思います。今日は本当にお疲れ様でした。

進 行：ありがとうございました。それではこれをもちまして、集会を終わりたいと思います。どうも本日はありがとうございました。

以上